

## 1 諮問事項 1 について

### (1) 諮問事項 1 の概要

自衛隊法第 9 7 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 1 2 0 条並びに令和 3 年 2 月 5 日付け防衛省人事教育局人材育成課長・総務省自治行政局住民制度課長通知（防人教第 1 4 5 0 号・総行住第 1 2 号）（以下、「本件通知」という。）により、四日市市が自衛隊に個人情報を提供することが「法令等に定めがあるとき」（四日市市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第 9 条第 1 項第 1 号）に該当すると解釈することが可能であるか。

### (2) 審査会の意見

#### ア 結論

当審査会は、自衛隊法第 9 7 条第 1 項及び同法施行令第 1 2 0 条は、条例第 9 条第 1 項第 1 号にいう「法令等に定めがあるとき」には該当しないと考える。

#### イ 理由

##### (ア) 条例第 9 条第 1 項第 1 号該当性について

自衛隊法第 9 7 条第 1 項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」と定めており、同法施行令第 1 1 9 条は、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとする。」と定めている。また、同法施行令第 1 2 0 条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められている。

これらの規定について、本件通知では、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第 9 7 条第 1 項に基づく市区町村長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第 1 2 0 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村長に対し求めることができること。」との解釈が示されている。

しかしながら、当審査会としては、本件通知をもって、自衛隊法及び同法施

行令が、条例第9条第1項第1号の「法令等に定めがあるとき」に該当すると解釈することは適当でないとする。

その理由としては、審査会で大きく2つの意見があったため、これらの意見を併記する。

まず1つ目の意見は、「法令等に定めがあるとき」(条例第9条第1項第1号)とは、災害対策基本法第49条の10以下、とりわけ同法第49条の11第3項に規定されているように、「本人の同意を」要しないで、個人情報の提供を許容する定めがある場合のことをいうのであって、本件通知を根拠に自衛隊が四日市市に個人情報を提供することについて、法令等に明文で提供を許容する根拠がない以上、「法令等に定めがあるとき」には該当しない、とする見解である。

次に、2つ目の意見は、自衛隊法及び同法施行令の関係規定の解釈から、同法等の規定が「法令等に定めがあるとき」には該当しないとの見解である。すなわち、自衛隊法第97条第1項は、自衛官の募集に関する事務の一部を都道府県及び市町村の事務(法定受託事務)として位置づけており、その具体的な内容は同法施行令第114条ないし第119条に定められている。これらの規定に続いて定められた同法施行令第120条は、自衛隊の募集に係る法定受託事務が円滑に行われているかどうかを確認することを目的として定められたものと解釈すべきであり、また、同法施行令第120条は、国会が定めた法律ではなく、同法第97条第1項に個人情報の提供に関する定めがないことから、同法施行令第120条が個人情報の提供を予定していると考えerことは無理がある。よって、同法施行令第120条の「資料」に、自衛官募集のために用いる氏名等の個人情報が含まれると解釈することは困難である。

加えて、本件通知は、防衛大臣が市区町村長に対して必要な報告又は資料の提出を求める際の法的根拠について述べたものであり、資料の提出を求められた市区町村長がそれに応じる際の根拠となるべき解釈を示しているものではない。

委員会の多数意見は上記のとおりであるが、少数意見として、自衛隊法等の規定は条例第9条第1項第1号の「法令等」に該当するとの意見もあった。なお、少数意見は、条例第9条第1項第1号に該当するとしても、そのことは、条例上の禁止が解除されるだけであり、実施機関は自らの責任において、

個人情報の提供について判断することになるのであって、本市個人情報保護制度の趣旨を十分に勘案したうえで、慎重に検討のうえ判断することが求められるとするものであり、結論において、当審査会の意見との差は大きいものである。

## 2 諮問事項2について

### (1) 諮問事項2の概要

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の法令の規定が、四日市市個人情報保護条例第9条第1項第1号「法令等に定めがあるとき。」に該当しない場合に、自衛隊が自衛官募集事務を行うにあたり、実施機関が自衛隊に個人情報の提供を行うことは、四日市市個人情報保護条例第9条第1項第2号以下の規定により可能でしょうか。

なお、実施機関としては、自衛隊に個人情報を提供する際には、住民基本台帳法上の閲覧・書写の方法による個人情報の提供よりもその対象を限定し、提供方法及びその後の個人情報の管理も協定等により厳格にすることを考えています。

### (2) 審査会の意見

#### ア 結論

当審査会は、現在行われている住民基本台帳法第11条に基づき自衛隊が住民基本台帳の一部を閲覧・書写する方法と比して、個人情報の内容を個人の氏名及び住所に限定し、かつ、漏えいのリスクが低減する方法によって個人情報の提供を行う場合に限り、実施機関が条例第9条第1項第7号により個人情報の提供を行うことも許容されると考える。

#### イ 理由

諮問事項2は、現在、実施機関は、住民基本台帳法に基づき、自衛隊が募集事務に利用するため、特定の年齢の市民の住所、氏名、生年月日及び性別の情報を閲覧し、書写することを認めているが、今後、住民基本台帳法に基づかず、真に自衛隊の募集事務に必要な情報に限定するとともに、提供方法についてもより漏えい等の危険が少ない方法を選択することが、四日市市個人情報保護条例上許容されるのではないかと、という点について、審査会の意見を求めるものである。

条例第9条第1項本文は、同項各号に掲げるものを除き、個人情報を実施

機関以外のものへ提供することを禁止していることから、提供する個人情報の内容や提供方法を限定したとしても、それだけで条例上、個人情報の提供が許容されるわけではなく、個人情報の提供が許容されるためには、同項各号のいずれかに該当しなければならない。

(ア) 条例第9条第1項第1号から第6号までの該当性について

まず、条例第9条第1項第1号を根拠に自衛隊に個人情報を提供することについての当審査会の考えは、諮問事項1において示したとおりである。

次に、同項第2号から第4号までの各規定は、それぞれ本人の同意を得ていること、提供する情報が公表することを目的に収集した情報であること、個人の生命、身体等に対する急迫の危険を避ける必要があることを要件としており、同項第5号は、四日市市という地方公共団体内の他の実施機関への提供についての規定であることから、いずれもこれらの規定を根拠に本件提供を行うことができない。

また、同項第6号は、国等の事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合において、個人情報を提供することがやむをえないと認められる必要があることを要件として規定するものであるが、住民基本台帳法に基づく閲覧制度によって入手することも可能である以上、実施機関が個人情報を提供することがやむを得ないと認めることは困難である。

(イ) 条例第9条第1項第7号に基づく提供について

条例第9条第1項第7号は、第1号から第6号までの規定の補充的な意味合いをもつ規定であり、「公益上必要があると認めるとき」といった抽象的な要件を定めるものである。そのため、同号を根拠に個人情報を提供することができるか否かについては、多分に公益上の必要性についての解釈に委ねられている。

当審査会においては、種々の事情を総合的に考慮したうえで、ア 結論のとおり判断したものであるが、その理由は次のとおりである。

まず、個人情報の提供先は、国という公的機関であり、個人情報の管理や保護について法律上の整備がされているところである。

次に、自衛隊の任務が国防や災害対応等に係るもの（自衛隊法第3条第1項）であり、その任務を担っているのが自衛官であることからすると、自衛隊が各種の任務を適切に遂行するには、有能な人材を確保することが

必要不可欠である。そのため、自衛隊において有能な人材を確保するために行われる自衛官募集事務には、一定の公益性が認められるとする実施機関の説明は、当審査会としても異論があるものではない。また、自衛隊の任務が時として生命の危険に直面する職種であることも相まって、国の募集計画に満たない採用しかできていない状況が続いている自衛隊の募集状況に鑑みると、18歳及び22歳という進学や就職を考える適齢期にある国民に自衛隊を自身の進路選択の一つとして捉えてもらうためには、自衛隊の職務や待遇について個別的な案内を行うことが、募集効果を上げるうえで必要性が高いといえる。そして、個別的な通知を行うためには、適齢期にある国民の氏名と住所が最低限必要となることから、自衛官の募集に係る個別通知を実施するために必要となる個人情報を実施機関が提供することは、自衛隊において有能な人材を採用するという公益の実現に資するものであると考えられる。

一般的に、実施機関が個人情報を提供することが何らかの公益に資すると認められる場合であっても、他の制度等によって提供先がそれらの個人情報を入手できるのであれば、公益性はともかく、個人情報を提供することの必要性までは認められない。この点、本諮問事項については、実施機関が個人情報を提供しなくとも、自衛隊がこれまでと同様、住民基本台帳法の閲覧制度を利用し、同法が定める4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）を閲覧、書写によって入手することは今後も可能であるといえる。

しかしながら、住民基本台帳法第11条の規定する閲覧制度は、国や他の地方公共団体の機関を含めた、いわば行政全般の基本台帳として住民基本台帳を利用しようとするものであり、本市個人情報保護条例の各規定からみると、個人情報保護についての配慮が必ずしも十分とは言い難い。

そのようななかで、自衛隊において住民基本台帳法の閲覧制度を利用する場合よりも個人情報の保護に資する方法によって実施機関が個人情報を提供するのであれば、住民基本台帳の閲覧制度があることのみを理由に公益上の必要性を否定すべきではないと考える。

実施機関の説明によると、実施機関においては、適齢者の氏名及び住所のみを記載した宛名シールを作成し、市庁舎内で市職員立会いの下、自衛隊の職員が封筒等に宛名シールを張り、そのまま郵便局に引き渡して発送

する方法を検討しているとのことであった。そのような方法であれば、自衛隊が住民基本台帳法の規定に基づき住民基本台帳の4情報を閲覧・書写の上、書写した用紙を持ち帰るよりも、提供する個人情報の種類も限定され、また、個人情報の漏えいのリスクも明らかに低減すると考えられる。

したがって、そのような方法、あるいは他の方法であっても提供する個人情報の種類をダイレクトメールの送付に必要な氏名及び住所に限定し、漏えいリスクが低減される方法を採用するのであれば、公益上の必要性が認められると考える。

当審査会が、条例第9条第1項第7号により個人情報の提供を行うことも許容されると考えた理由は以上のとおりであるが、実施機関においては、当審査会が実施機関に対し、同号に基づく個人情報の提供を無条件で認めたものではないことに留意されたい。実施機関は、条例第9条第1項第7号により自衛隊に個人情報を提供する際には、提供する個人情報を対象者の住所及び氏名に限定し、かつ、提供先である自衛隊に当該情報が残らない方法により提供することが求められるのであって、かかる条件を満たすことができない場合は、同号に基づく提供を行うべきではない。

また、かかる条件を満たしたうえで自衛隊に個人情報の提供を行う場合であっても、年月の経過に伴い、条件が緩和されたり、運用が形骸化していくような事態は許されない。そのため、実施機関においては、あらかじめ提供する個人情報の範囲と提供方法について、提供先である自衛隊との間で確認し、協定等によってその具体的扱いを明確にしておくことを強く求める。

#### (ウ) 少数意見について

当審査会の意見は以上のとおりであるが、少数意見として、概要次のような意見があった。

まず、多数説への反対意見として、自衛隊への個人情報の提供は条例第9条第1項第7号にいう「公益上必要がある」ときに該当せず、これを根拠として自衛隊の求めに応じて個人情報を自衛隊に提供することは違法である。同号の公益性とは、実施機関が保有する個人情報を提供することの公益性をいうが、多数意見はこれを自衛隊の募集事務の公益性と同一視し、個人情報の提供が、当該個人の「他人に知られたくない」権利を脅か

すという本質的側面を見落としており、到底賛同できるものではない、という意見や、提供の方法が個人情報保護に資することを理由に、提供を認めるのであれば、今後、提供方法が適切でさえあれば本来提供すべきではない個人情報を提供できることになりかねず、個人情報保護制度の趣旨・目的を没却することになる、という意見があった。

また、諮問内容に対する意見として、実施機関は諮問事項 2 の後半において、個人情報の提供方法の厳格化について述べているが、かかる問題は、諮問事項 2 の前半の問題とは別問題であり、本来、実施機関において後半の問題を処理したうえで、前半の問題について諮問すべきものである、との意見があった。

(エ) 補足意見について

審議の過程において、多数の委員から自衛隊の求めに応じて個人情報を提供することを望まない市民に対し、前もってこれを拒否する手続を設けることにより、そのような市民の感情に配慮することへの言及がなされた。当審査会としては、今後、実施機関において、かかる手続について調査・検討を進められることを希望する。

なお、この点について少数意見の立場からは、望まない個人情報を自衛隊に提供することは実施機関による人権侵害であり、これを原則としたうえで例外的な措置を講じることで「配慮」というのは、まさに本末転倒であって、かかる趣旨からすれば、個人情報の提供について、市民から個別に、かつ事前の本人同意を要求すべきである、との意見がなされた。

3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 2 月 2 4 日	・ 諮問書受理
令和 3 年 3 月 3 日	・ 審議 (令和 2 年度第 2 回審査会合議体)
令和 3 年 3 月 2 2 日	・ 審議 (令和 2 年度第 3 回審査会合議体)
令和 3 年 4 月 1 4 日	・ 審議 (令和 3 年度第 1 回審査会合議体)
令和 3 年 5 月 1 9 日	・ 審議 (令和 3 年度第 2 回審査会合議体)
令和 3 年 7 月 2 日	・ 審議 (令和 3 年度第 3 回審査会合議体)
令和 3 年 8 月 3 日	・ 審議 (令和 3 年度第 4 回審査会合議体)

令和3年10月4日	・審議（令和3年度第5回審査会合議体）
令和3年11月29日	・審議（令和3年度第6回審査会合議体）
令和4年1月12日	・審議（令和3年度第7回審査会合議体）
令和4年3月9日	・審議（令和3年度第8回審査会合議体）
令和4年4月27日	・答申